

被保険者証廃止に伴う栃木県医師国保組合の対応

＜制度改正の概要＞

- 従来の被保険者証は令和6年12月2日で廃止され、以降は新しい被保険者証を発行することができなくなります。
- ただし、12月1日以前に発行された被保険者証は、退職等で資格喪失とならない限り、廃止の日から最長1年間有効とされました。
- 令和6年12月2日以降に、①新たに被保険者になられた方、②住所や氏名変更された方、③被保険者証を紛失された方達へは被保険者証ではなく「資格情報通知書」または「資格確認書」が交付されることとなります。

＜栃木県医師国保組合の対応＞

（被保険者証の更新）

有効期限が令和6年9月30日までの被保険者証は令和6年10月1日に更新いたします。
なお、更新後の証は令和7年12月1日までが有効期限となります。

（令和6年12月2日以降の加入者等への対応）

令和6年12月2日以降に新規加入、住所・氏名等変更、証を紛失された方達へは次のものを交付いたします。（※これまで同様、届書(申請書)の提出は必要です。）

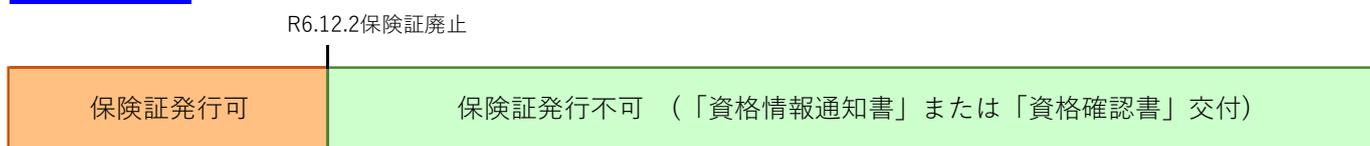
▶マイナ保険証をお持ちの方⇒「資格情報通知書」

※オンライン資格確認に対応していない医療機関を受診の際は、マイナ保険証と併せ、「当該通知書」又はスマホのマイナポータルで「健康保険証の資格情報」のページをご提示ください

▶マイナ保険証をお持ちでない方⇒「資格確認書」

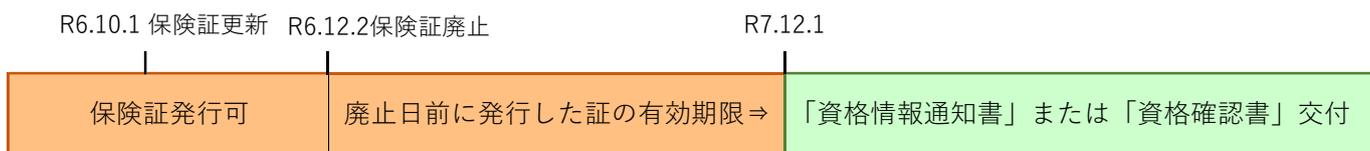
※従来の保険証同様、医療機関受診の際にご提示(顔認証付きカードリーダーにかざして)ください

＜制度改正＞



＜医師国保組合の対応＞

○継続して加入している場合



○令和6年12月2日以降、新規加入、住所・氏名等変更、証を紛失した場合

